

土木工事特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事の施工に当たっては、水道工事標準仕様書（日本水道協会）及び本水道工事共通仕様書及び徳島県土木整備部「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調査課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請負金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡し、監督員が定めた期日までに事故報告書を提出する。

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第3条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（特別教育を必要とする業務）

- 第4条** 受注者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条に規定する各業務を行う場合は、必要な特別教育を修了した者を従事させるものとする。

（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

- 第5条** 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - (3) 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
- 4 本運用は、当面の間の運用とする。

(工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について)

第6条 落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。